

# 令和7年度版 農業経営者及び金融担当者・ 経営指導担当者のための 農業税制解説

定価 1,700円（税・送料込み）

- 制度を使いこなす農業経営者へ—令和7年度の税制改正内容をわかりやすく解説します。
- 巻末索引付き！制度活用のバイブルに

- 第1章 所得税
- 第2章 法人税
- 第3章 所得税・法人税共通の特例措置
- 第4章 相続税
- 第5章 贈与税
- 第6章 相続税・贈与税共通の特例措置
- 第7章 登録免許税
- 第8章 消費税
- 第9章 住民税
- 第10章 事業税
- 第11章 不動産取得税
- 第12章 固定資産税
- 第13章 都市計画税
- 第14章 特別土地保有税
- 第15章 事業所税
- 第16章 軽油引取税
- 第17章 災害の場合の税制措置
- 第18章 公庫資金利用の際の優遇措置



【A4判】約130頁

400円割引

姉妹本とセット購入がお得です！

農業税制解説

図解1時間でわかる農業税制

**セット割引** 1,700円 + 1,700円 = 3,400円 → **3,000円**

当協会HPからご購入いただけます。

<https://www.nokinkyo.or.jp/>



## はじめに

税のことは、とすれば細かくて難解なものと敬遠され、税理士にすべてをおまかせする姿勢が往々にしてみられるところです。しかし、経営者にとって、年々の納税はもちろんですが、経営形態をどうするか、いつ投資をするか、投下資本をいかにして早く回収するか等々税の理解なくしては、的確な経営判断、投資判断を行うことはできません。特に、農業に関しては、その業務特性に応じ、また担い手育成の観点等から多くの特例措置が設けられているので、幅広く目配りしていくことが必要です。

こうしたことから、農業経営者の皆様や融資・経営指導を担当する方々のために、当協会では農業に関する税の特例措置を一覧できる解説書を発刊してまいりました。

令和7年度税制改正においては、農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置、農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置等の延長があり、本書は、これらのほかその他諸事項を網羅した最新の内容としてあります。

トランプ関税・物価高騰などによる地域経済への影響の深刻化など、農業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。本書が農業経営者の皆様の参考になることを切に願うものです。また、農業に関する金融担当者・経営指導担当者の皆様におかれましては、経営者の方々からの相談や情報の提供、審査等に際し、一段と高い信頼を得られるように本書を大いにご活用ください。

令和7年10月

公益財団法人 農林水産長期金融協会

# 令和7年度税制改正のポイント

令和7年度における農業税制の主な改正点は次のとおりです。

- 1 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、対象となる農用地を農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の区域において、その農業者が利用するものに限定する等の見直しが行われ、適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。(所得税・法人税)
- 2 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）の適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。(不動産取得税)
- 3 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業者等の共同利用に供する機械及び装置に係る課税標準の特例措置（3年間、1/2）の適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。(固定資産税)
- 4 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の改正を前提に、次の特例のみなし大企業の判定において、その判定対象が農地所有適格法人である場合で、かつ、アグリビジネス投資育成株式会社が過半出資する場合は除外することとされました。(法人税、固定資産税)
  - ① 中小企業投資促進税制
  - ② 中小企業経営強化税制
  - ③ 先端設備等導入計画に基づき取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の特例措置
- 5 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予等における営農困難時貸付け等の適用を受けることができる事由に、介護医療院へ入所したことが加わりました。(相続税・贈与税、不動産取得税)
- 6 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の2（現行：1,000分の1.5）に引き上げた上、その適用期限が令和10年3月31日まで延長されました。(登録免許税)
- 7 農用地利用集積等促進計画に基づき取得した農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（取得価格から1/3控除）の適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。(不動産取得税)

図表1 税金の種類と体系



- (1) 国 税 ……………課税権の主体が国にあるもの
- (2) 地方税 ……………課税権の主体が地方公共団体にあるもの
- (3) 直接税 ……………納税義務者と税金を負担する者が同一である税金
- (4) 間接税 ……………納税義務者と税金を負担する者が異なる税金
- (5) 目的税 ……………税金の用途が限定されている税金

(注) 地方税法上、道府県は都に、市町村は特別区に準用されます。

# 凡 例

本書で使用した法令の略称は、次のとおりです。

通則法	国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）
所法	所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
所法令	所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
法法	法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
法法令	法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
相法	相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）
相法規則	相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）
登法	登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）
措置法	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
措置法令	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
措置法規則	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
消法	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）
消法令	消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）
消法規則	消費税法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 53 号）
地法	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
地法附則	地方税法本法附則（租税特別措置に関する措置）
地法令	地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）
地法規則	地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令 23 号）
所法基通	所得税法基本通達（昭和 45.7. 1 直審（所） 30）
相基通	相続税法基本通達（昭和 34.1.28 直資 10）
措置通（相）	租税特別措置法（相続税法の特例のうち延納の特例関係以外）の取扱いについて（昭和 50.11.4 直資 2 - 224）
評価通	財産評価基本通達（昭和 39.4.25 直資 56、直審（資） 17）
消基通	消費税法基本通達（平成 7.12.25 課消 2 - 25 ほか）

# 目 次

## 第1章 所得税

1. 所得税とは	10
2. 所得税の基本5原則	10
3. 課税所得額の計算	10
4. 所得税計算の流れ	10
5. 青色申告制度	11
6. 少額減価償却資産の必要経費算入	12
7. 譲渡所得	13
8. 復興特別所得税	19
9. 所得税についての留意点	20

## 第2章 法人税

1. 企業利益と法人所得の違い	22
2. 法人税の計算の流れ	22
3. 納税義務者	22
4. 法人税額	23
5. 減価償却	23
6. 圧縮記帳	26
7. グループ通算制度	27
8. 法人税についての留意点	28
9. 法人成りの税制メリット	29

## 第3章 所得税・法人税共通の特例措置

1. 農業経営基盤強化準備金制度	32
2. 肉用牛の売却所得に係る特例	35
3. みどり投資促進税制	37
4. スマート農業技術活用促進税制	37
5. 中小企業投資促進税制	38
6. 地域未来投資促進税制	39
7. 中小企業経営強化税制	40
8. 特定事業用資産の買換えに係る特例	41

## 第4章 相続税

1. 概 要	44
2. 農地等に係る相続税の納税猶予制度	46

## 第5章 贈与税

1. 制度の内容	52
2. 農地等の生前一括贈与に係る納税猶予制度	54

3. 相続時精算課税制度	57
<b>第6章 相続税・贈与税共通の特例措置</b>	
1. 営農困難時貸付け特例	66
2. 個人版事業承継税制	67
3. 法人版事業承継税制	68
<b>第7章 登録免許税</b>	
1. 制度の内容	72
2. 農地等の不動産登記に係る特例	73
3. 抵当権設定に係る特例	73
登録免許税法別表第1（課税事項、課税標準及び税率の表（抄））	74
<b>第8章 消費税</b>	
1. 制度の仕組み	78
2. 制度の内容	78
3. インボイス（適格請求書）制度	82
<b>第9章 住民税</b>	
1. 概    要	86
2. 土地、建物等の譲渡所得に係る特例	87
3. 土地の譲渡等に係る事業所得等の重課制度	87
4. 肉用牛の売却所得に係る特例	87
<b>第10章 事業税</b>	
1. 概    要	90
2. 制度の内容	90
<b>第11章 不動産取得税</b>	
1. 概    要	94
2. 農業関係の特例	94
<b>第12章 固定資産税</b>	
1. 概    要	98
2. 農地等の評価と課税標準	99
3. 農地に対する固定資産税に係る評価及び課税の区分	101
4. 土地に係る固定資産税の税負担の調整措置	102
5. 遊休農地等に係る特例	104
6. 農業施設に係る特例	104
<b>第13章 都市計画税</b>	
1. 概    要	108
2. 農地に係る税負担の調整	108

<b>第 14 章 特別土地保有税</b>	
1. 概    要	110
2. 制度の内容	110
3. 農業関係の特例	111
<b>第 15 章 事業所税</b>	
1. 概    要	114
2. 農業関係の特例	115
<b>第 16 章 軽油引取税</b>	
1. 概    要	118
2. 制度の内容	118
3. 農業関係の特例	118
<b>第 17 章 災害の場合の税制措置</b>	
1. 個人の方（所得税関係）	120
2. 法人の方（法人税関係）	122
3. 消費税の特例	123
<b>第 18 章 公庫資金利用の際の優遇措置</b>	
1. すべての公庫資金に共通する特例	126
2. 資金別の特例	126
(参考 1) 三大都市圏内に所在する特定市	127
(参考 2) 令和 7 年分農業投資価格の地域別一覧	128
(参考 3) 農地等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の仕組み	129
索引	130

# 第1章 | 所得税

## 1. 所得税とは

個人が事業収益、給与その他で得た所得に対して国が課税する税です。

## 2. 所得税の基本5原則

所得税には次の5つの原則があります。

### (1) 暦年課税

1月1日～12月31日の所得に課税されます。

### (2) 総合課税

一部分離して課税される所得もありますが、原則として10種類の所得すべてを合算して課税（総合課税）されます。

10種類の所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得です。

### (3) 超過累進課税

所得税の税率は、各人の所得金額に応じて、5%～45%までの7段階による超過累進税率です。

図表2 超過累進税率の仕組み

課税所得金額	税率	速算表の控除額
195万円以下	5%	—
195万円超え 330万円以下	10%	9.75万円
330万円超え 695万円以下	20%	42.75万円
695万円超え 900万円以下	23%	63.6万円
900万円超え 1,800万円以下	33%	153.6万円
1,800万円超え 4,000万円以下	40%	279.6万円
4,000万円超	45%	479.6万円

例えば…課税所得金額が、1,000万円の場合

$$\text{所得税} = 1,000 \text{万円} \times 33\% - 153.6 \text{万円} = 176.4 \text{万円}$$

### (4) 課税所得に対する課税

所得税においては、収入から経費を引いた「儲け」のことを「所得」といいますが、この所得から更に所得控除を引いて課税対象の所得が計算されます（課税対象の所得がなければ納税義務はありません）。

### (5) 申告納税制度

源泉徴収（及び年末調整）は例外として、自ら申告し納税するのが原則です。

## 3. 課税所得額の計算

$$\text{課税所得金額} = \text{収入額} - \text{必要経費} - (\text{青色申告特別控除}) - \text{所得控除}$$

## 4. 所得税計算の流れ

### (1) 各種所得の金額（収入－必要経費）の確定

分離課税となる次の所得は、別途納税額を計算し、必要があれば申告納税します。

源泉分離課税…利子所得、割引債の償還差益 等

申告分離課税…土地建物等の譲渡所得、退職所得 等

## (2) 総所得金額の計算

①事業（農業）所得＋給与所得＋不動産所得＋配当所得＋雑所得

②譲渡所得及び一時所得がある場合は加算する。

短期譲渡所得＋（長期譲渡所得＋一時所得）×1／2

## (3) 各種所得控除

基礎控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、医療費控除、寄付金控除、障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除 等

## (4) 課税所得金額の計算（(2)－(3)）

## (5) 所得税額の計算

課税所得金額×累進税率（5％～45％）

## (6) 税額控除

配当控除、住宅借入金特別控除 等

## (7) 源泉徴収税額の差引き

源泉徴収税額を差引くと、給与所得者等は税額がマイナスになることがあり、その場合は税の還付を受けることができます。

## (8) 申告納税額の計算

(7)－特別減税（当面該当する特別減税はありません。）

## (9) 申告・納税

翌年2月16日から3月15日までの間に申告・納税します。

## 5. 青色申告制度

青色申告制度は自主的な帳簿等の記帳を推進するために昭和25年に設けられたもので、納税者が自ら事業取引の内容を、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳し、所得金額や税額を計算して申告・納付するものです。

申告に際して一般の申告書と区別して青色の申告書を使用することから「青色申告」と呼ばれています。青色申告者については、青色申告特別控除など税法上様々な特典が与えられています。

また、青色申告は原則として複式簿記による記録が前提となっているため、事業者の経営内容の把握及び分析が容易となり、経営の改善・合理化にも役立つ制度です。

### (1) 対象者

事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を営んでいる者（所法143）。

### (2) 手続き

青色申告を行う場合には、その年の1月1日から記帳して3月15日まで（その年の1月16日以降新たに業務を開始した場合には、その業務を開始した日から2ヶ月以内）に所轄税務署長に「青色申告承認申請書」を提出して税務署長の承認を受けることが必要です。

その年の12月31日までに税務署長から承認の通知がありますが、通知がない場合であっても、自動的に青色申告の承認があったものとみなされます（所法144～147）。

また、事業に従事する親族に専従者給与を支給し、その支給額を必要経費に算入する規定の適用を受ける場合には、青色申告承認申請書と併せて「専従者給与に関する届出書」を提出することが必要です（所法57）。

### (3) 青色申告者が作成する書類、備えるべき帳簿

1) 正規の簿記の原則（複式簿記）で記帳する場合

・作成書類：貸借対照表、損益計算書（確定申告書に添付。以下同じ）

# 索引

## あ

青色申告者…………… 11, 12, 20  
青色申告承認申請書……………11  
青色申告制度……………11  
青色申告特別控除…………… 10, 11, 12, 20  
青色事業専従者給与…………… 12, 20  
圧縮記帳…………… 26, 33, 34, 41, 42, 122, 126

## い

遺贈…………… 13, 17, 44, 45, 46, 47, 48, 59, 60, 63, 66  
一括償却資産…………… 13, 25, 26  
一般農地…………… 99, 101, 102, 103  
インボイス制度……………83

## う

売上収入……………23  
売掛帳……………12

## え

永小作権…………… 14, 66  
益金算入…………… 22, 23, 27, 33, 123  
益金不算入…………… 22, 23  
役務の提供…………… 23, 78

## か

買換資産…………… 41, 42  
買掛帳……………12  
外形標準…………… 90, 91  
概算取得費控除……………17  
貸倒引当金……………20  
課税短期譲渡所得金額…………… 16, 87  
課税長期譲渡所得金額…………… 15, 16, 87  
家庭用動産……………14  
簡易課税制度…………… 80, 81, 123  
簡易簿記……………12

## き

基準期間…………… 79, 80, 81  
基礎控除…………… 11, 44, 45, 46, 53, 54, 57, 58, 59, 62, 63  
給与・賞与……………20  
協同組合等…………… 18, 22, 23, 25, 28, 91  
居住用財産…………… 15, 17, 19  
均等割額……………86

## く

繰戻し控除……………12  
グループ通算制度……………27

## け

経営者…………… 29, 54, 69, 90  
軽減資産…………… 15, 16  
経費帳……………12  
欠損金の繰越控除……………29  
減価償却資産…………… 12, 13, 16, 24, 25, 26, 28, 98  
減価償却費…………… 24, 26, 29, 98  
現金出納帳……………12  
源泉徴収…………… 10, 11, 121  
源泉分離課税……………10  
現物出資…………… 13, 19, 56, 72, 95, 111  
権利金……………14

## こ

公益法人等…………… 14, 22, 44, 87, 115  
公共法人…………… 22, 72, 115  
公庫資金…………… 73, 104, 126  
交際費…………… 22, 28  
耕作権……………14  
構築物…………… 14, 24, 34, 37, 38, 40, 105  
個人事業税…………… 90, 91  
個人版事業承継税制……………67  
国庫補助金等……………26  
固定資産税……………98, 99, 101, 102, 103, 104, 105,  
108, 110, 126

固定資産台帳……………12

## さ

災害の場合…………… 120  
債権者…………… 14, 126  
債務免除等……………52  
雑損控除…………… 20, 121  
山林所得…………… 10, 11, 12, 13, 87

## し

市街化区域農地…………… 48, 49, 99, 100, 101, 102, 103  
市街化調整区域…………… 100, 108  
事業所税…………… 114, 115, 126  
事業所得…………… 10, 11, 12, 13, 20, 32, 34, 36, 67,  
87, 88, 120, 122, 126  
事業税…………… 90, 91  
事業用資産…………… 41, 42, 67, 68, 78  
試験研究費……………28  
市町村民税…………… 86, 87, 88  
自動車税……………98  
借地権…………… 14, 18  
借家権……………14  
受遺者…………… 44, 46  
住民税…………… 86, 87, 88  
資産の譲渡等…………… 78, 79, 83  
準農地…………… 48, 49, 54, 55, 57, 61, 95, 129  
出張日当……………29  
純損失の繰越し……………12  
少額減価償却資産…………… 12, 13, 25, 26, 28  
償却資産…………… 12, 13, 16, 24, 25, 26, 28, 98, 99  
償却率……………24  
譲渡資産…………… 14, 16, 19, 41, 42  
譲渡所得…………… 10, 11, 13, 14, 15, 16, 17, 19, 20,  
34, 36, 41, 42, 87  
消費税…………… 36, 37, 78, 79, 80, 81, 82, 83,  
121, 123  
所得金額…………… 10, 11, 12, 14, 15, 16, 17, 22, 23,  
27, 28, 33, 37, 87, 121, 122  
所得計算…………… 12, 16, 23, 88  
所得控除…………… 10, 11, 20, 29, 87  
所得税…………… 10, 11, 19, 20, 29, 32, 33, 35, 36,  
37, 38, 39, 40, 41, 52, 87, 88, 90, 98, 120, 121, 122  
所得割…………… 86, 87, 88, 91

所有権…………… 14, 18, 34, 62, 72, 73, 74, 94  
資力喪失……………14  
仕訳帳……………12  
申告分離課税……………11

## す

水田活用の直接支払交付金……………32  
水田・畑作の収入減少影響緩和対策交付金……………32  
スマート農業技術活用促進税制……………37

## せ

税額控除…………… 11, 12, 20, 23, 26, 28, 35, 38, 39,  
40, 41, 44, 78, 80, 81, 83, 87  
正規の簿記…………… 11, 12, 67  
生産緑地地区…………… 18, 48, 49, 57, 99, 100,  
101, 102, 103

## そ

総勘定元帳……………12  
総合課税…………… 10, 14, 15, 16, 37, 87, 88,  
相次相続控除……………45  
相続時精算課税制度…………… 53, 54, 57, 58, 59, 60,  
61, 62, 63  
相続税…………… 14, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 52, 54,  
55, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 66, 67, 68, 69, 129  
相続人…………… 44, 45, 46, 47, 48, 49, 54, 55, 56,  
57, 58, 59, 60, 61, 66, 68, 69, 129  
贈与者…………… 44, 47, 52, 54, 55, 56, 57, 58, 59,  
60, 61, 63, 66, 67, 69, 95, 129  
贈与税…………… 45, 47, 48, 52, 53, 54, 55, 56, 57,  
58, 59, 60, 61, 62, 63, 66, 67, 68, 69, 129  
贈与税額控除……………45  
即時償却……………41  
損益計算書…………… 11, 12  
損益通算…………… 20, 27, 28  
損害保険料…………… 11, 20  
損金算入…………… 22, 23, 25, 26, 27, 28, 29, 32, 33,  
34, 35, 37, 88  
損金不算入…………… 22, 23

## た

大規模法人	25, 39
貸借対照表	11, 12, 67, 120, 122
退職金	22, 29, 44
耐用年数	24, 39, 98, 99
宅地介在農地	100
宅地並課税	102
宅地並評価	102
棚卸資産	13, 23, 78, 121, 122, 123
短期資産	15
短期譲渡所得	11, 14, 15, 16, 87

## ち

地域未来投資促進税制	39
地役権	14, 74
地方消費税	81, 82
中小企業経営強化税制	40
中小企業者	12, 20, 25, 28, 38, 40, 68, 80
中小企業投資促進税制	38
中心経営体	104
超過累進課税	10
長期資産	15
長期譲渡所得	11, 14, 15, 16, 17, 87
帳簿価額	24, 26, 34, 123

## て

低額譲受	52
定額法	24
定率法	24
電子帳簿保存	12

## と

道府県民税	86, 87, 88, 90
登録免許税	17, 62, 72, 73, 74, 126
特殊関係使用人	28
特定市街化区域農地等	48, 49, 57
特定資産	15, 28
特定贈与者	58, 59, 60, 61
特別控除額	17, 58
特別償却	12, 13, 24, 25, 26, 28, 35, 37, 38,

39, 40, 41, 122

特別土地保有税	110, 111
特例適用農地等	46, 48, 49, 54, 55, 56, 57, 66
都市営農農地等	46, 48, 49, 57
都市計画税	108
土地及び家屋	98, 108
土地建物等	11, 14, 15, 16, 19, 87

## に

肉用牛	35, 36, 37, 87, 88
日本政策金融公庫	22, 72, 73, 95, 104, 115, 126
認定就農者	32, 33, 55, 104, 129
認定農業者	33, 34, 55, 73, 129

## ね

年末調整	10
------	----

## の

農業相続人	46, 47, 48, 49, 66, 129
農業投資価格	46, 128, 129
農業用施設用地	34, 100
納税義務者	22, 44, 72, 78, 79, 86, 90, 94, 98, 108, 110, 114, 118
納税猶予	46, 47, 48, 49, 54, 55, 56, 57, 60, 61, 66, 67, 68, 121, 129
農地課税	102
農地評価	102, 103
農地中間管理機構	18, 19, 94, 104
農用地区域内	18, 19, 34, 48, 57, 94, 100

## は

パソコン経理	20
畑作物の直接支払交付金	32
販売費	23

## ひ

東日本大震災	19
非課税	29, 44, 45, 52, 53, 57, 59, 62, 63, 72, 73, 91, 94, 111, 115, 120, 126

被災資産	123
必要経費	10, 11, 12, 13, 17, 20, 29, 32, 34, 98, 120, 126

## ふ

複式簿記	11, 20
復興特別所得税	19, 121
不動産取得税	17, 62, 94, 111, 126
不動産所得	10, 11, 12, 13, 20
振替伝票	12

## ほ

法人事業税	90, 91
法人税	22, 23, 24, 27, 28, 33, 35, 37, 38, 39, 40, 41, 86, 87, 88, 90, 91, 98, 115, 121, 122
法人税額	23, 27, 38, 39, 40, 41, 87, 122
法人税割	86, 87
法人版事業承継税制	68
法定相続人	44, 45

## み

みどり投資促進税制	37
みなし役員	28

## む

無償譲与	44
------	----

## や

役員賞与	22, 28
役員報酬	22, 28

## ゆ

遊休農地	104
有形固定資産	24
優良住宅地	15

## よ

預貯金	52
-----	----

## り

利子所得	10
利子割	87
留保金課税	28

## わ

割増償却	20, 25
------	--------